

(一社) 電子情報技術産業協会指定用紙 1 - 2	
整理番号	
① 下記②③以外の場合 ② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込み型機械装置である場合 ③ 当該設備がソフトウェアである場合	

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

減価償却資産の耐用年数等に関する省令 における設備分類	機械及び装置
設備分類内の細目	電気機械器具製造業用設備

当該設備の概要	設備の名称	
	設備型式	
	納入数量	
	納入年月	平成 年 月 (予定を記入すること)
	設置場所	(事業所名) (所在地)

該当要件	① 「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込み型機械装置(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合は、「一代前モデル」でも可。	1. 該当      2. 非該当
	② 「生産性向上」要件に該当するか (※) 当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当      2. 非該当
	先端設備の当否	1. 該当      2. 非該当

当該要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

一般社団法人 電子情報技術産業協会

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3

TEL 03-5218-1052      FAX 03-5218-1071

専務理事      長尾尚人 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者等氏名      印

担当者氏名

担当者連絡先(電話番号)

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制(中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件(「最新モデル」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

([http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html))